



平成 23 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ワークスアプリケーションズ
代 表 者 名 代表取締役最高経営責任者 牧野 正幸
(JASDAQ ・コード 4 3 2 9)
問 い 合 せ 先 管理本部マネージャー 青木 勇二郎
電 話 0 3 - 6 2 2 9 - 1 2 0 0

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 23 日付「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において公表のとおり、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）において議決権を行使することができる株主様を確定させました。

これを受けまして、当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 5 月 17 日（火）に本臨時株主総会および本種類株主総会を開催することを決定し、種類株式発行および全部取得条項に係る定款の一部変更ならびに全部取得条項付普通株式の取得についての議案を本臨時株主総会の目的事項として、また、全部取得条項に係る定款の一部変更についての議案を本種類株主総会の目的事項として決定しましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）

(1) 変更の理由

平成 23 年 3 月 16 日付「株式会社WPKホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」、同日付「親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にて公表のとおり、株式会社WPKホールディングス（以下「WPKホールディングス」といいます。）は、平成 23 年 2 月 1 日から当社普通株式および新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しており、本公開買付けは平成 23 年 3 月 15 日に終了しております。本公開買付けの結果、WPKホールディングスは、平成 23 年 4 月 7 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 418,210 株を所有するに至っております。WPKホールディングスが所有する株式数に係る議決権の数は平成 23 年 4 月 12 日現在において 418,210 個（当社総株主の議決権の数に対する割合：96.18%）であります。

WPKホールディングスは、平成23年1月31日付同社プレスリリース「株式会社ワークスアプリケーションズ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社が置かれている厳しい経営環境において、当社が迅速に適応し、成長を続けていくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、当社普通株式の全部を取得し、当社普通株式を非上場化することが最も有効な手段であるとの結論に至ったとのことです。

一方、当社といたしましても、平成23年1月31日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」において公表のとおり、同日付開催の取締役会において、当社をWPKホールディングスの完全子会社とし、当社普通株式を非公開化することが当社の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至り、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

以上を踏まえ、当社は、本臨時株主総会および本種類株主総会においてご承認をいただくことを条件として、以下の①から③の方法により、WPKホールディングスが当社の発行済普通株式（自己株式を除きます。）の全てを取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、甲種種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、甲種種類株式を0.0000597961株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条ならびに上記①および②による変更後の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）様（当社を除きます。以下同じです。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに甲種種類株式を0.0000597961株の割合をもって交付いたします。なお、この際、WPKホールディングス以外の株主様に対して交付される甲種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

「定款一部変更の件－1」は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものであります。会社法上、全部取得条項の付された株式は、種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、定款変更案第6条の2に定める内容の甲種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

（2） 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」に係る議案が本臨時株主総会において承認可決された時点でその効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,543,104株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,543,104株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は1,543,078株とし、第6条の2に定める内容の株式(以下「甲種種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は26株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(甲種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2</u></p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、<u>甲種種類株式を有する株主(以下「甲種株主」という。)</u>または<u>甲種種類株式の登録株式質権者(以下「甲種登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)<u>または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>甲種種類株式1株につき1円(以下「甲種残余財産分配額」という。)</u>を支払う。<u>甲種株主または甲種登録株式質権者に対して甲種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、甲種株主または甲種登録株式質権者は、甲種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p><u>第15条の2</u> <u>第10条、第12条、第13条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2</u> <u>第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>3</u> <u>第14条第2項の規定は、会社法第324条2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件－1」における説明のとおり、当社普通株式の非上場化を行うための本完全子会社化手続の②として、「定款一部変更の件－1」に係る変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、「定款一部変更の件－2」に係る議案が本臨時株主総会および本種類株主総会において承認された後、株主総会の特別決議によって当社は全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得しますが（本完全子会社化手続の③）、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主様に交付する取得対価は、「定款一部変更の件－1」における定款変更案により設けられる甲種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき全部取得条項付普通株主様に交付する甲種種類株式の数は、WPKホールディングスを除く全部取得条項付普通株主様に対して交付する甲種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.0000597961株としております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」および「全部取得条項付株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決されることならびに本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

また、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力発生日は、平成23年6月20日といたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

第1号議案に係る変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<p>(全部取得条項)</p> <p><u>第6条の3</u> 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき甲種種類株式を0.0000597961株の割合をもって交付する。</p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件－1」における説明のとおり、当社が経営環境の変化に迅速に適応し、柔軟な経営判断を速やかに遂行するためには、WPKホールディングスが当社の全株式を取得することで当社普通株式を非公開化することが有効な手段であるとの結論に至りました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「定款一部変更の件－1」における説明のとおり、当社普通株式の非上場化を行うための本完全子会社化手続の③として、会社法第171条ならびに「定款一部変更の件－1」および「定款一部変更の件－2」に係る変更後の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、「定款一部変更の件－1」に係る変更後の定款に設けられる甲種種類株式を交付するものであります。

上記取得が本臨時株主総会において承認された場合、取得対価としてWPKホールディングスを除く全部取得条項付普通株主様に交付する甲種種類株式の数は1株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する甲種種類株式を0.0000597961株の割合をもって交付する予定であります。このように割当てられる甲種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主様に対しましては、甲種種類株式を割当てた結果生じる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の甲種種類株式を、会社法第234条の規定に従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付いたします。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が本臨時株主総会において承認された場合に、全部取得条項付普通株主様に交付することとなる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の甲種種類株式については、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得た上でWPKホールディングスに売却すること、または同項および同条第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社甲種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各全部取得条項付普通株主様が従前保有していた当社普通株式の数に55,000円(本公開買付けにお

ける当社普通株式1株当たりの公開買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が、各全部取得条項付普通株主様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第171条第1項ならびに「定款一部変更の件-1」および「定款一部変更の件-2」に係る変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、取得日の前営業日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、甲種種類株式を0.0000597961株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成23年6月20日(月曜日)

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」および「定款一部変更の件-2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、ならびに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

III. 上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」および「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、かつ、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、大阪証券取引所(JASDAQ)市場の上場廃止基準に該当することとなり、平成23年5月17日から平成23年6月14日まで整理銘柄に指定された後、平成23年6月15日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を大阪証券取引市場(JASDAQ)市場において取引することはできません。

IV. 本完全子会社化手続の日程の概要(予定)

本完全子会社化手続の日程の概要(予定)は以下のとおりです。

本臨時株主総会および本種類株主総会の開催日	平成23年5月17日(火)
種類株式発行に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-1」)の効力発生日	平成23年5月17日(火)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成23年5月17日(火)
当社普通株式の売買最終日	平成23年6月14日(火)
当社普通株式の上場廃止日	平成23年6月15日(水)
全部取得条項付株式に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-2」)の効力発生日	平成23年6月20日(月)
全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日	平成23年6月20日(月)

V. 支配株主との重要な取引等に関する事項

上記Ⅱ. の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当しますが、当社は、本公開買付けおよび本取得を含めた当社株式を非公開化するための一連の取引の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置として、平成23年1月31日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の2.（4）に記載の各措置を講じております。

また、平成23年1月31日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の2.（4）④に記載のとおり、当社取締役会は、平成23年1月7日、本公開買付けに係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性および客観性のある意思決定過程を確立するために、WPKホールディングスおよび当社から独立した外部の有識者によって公正される第三者委員会を設置しました。そして、当社は第三者委員会に対して、本公開買付け後に予定されていた本取得を含めた一連の取引が当社の少数株主様にとって不利益でないかどうかについて意見を提示することを求めました。これに対して第三者委員会は、当社取締役会に提出した平成23年1月31日付答申書において、平成23年1月31日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」公表時に企図されていた本取得を含めた一連の取引が、当社の少数株主様にとって不利益でない旨の意見を述べております。

なお、本公開買付けの成立に伴い、平成23年4月7日付で、WPKホールディングスは当社の支配株主となりましたが、本日現在、当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」については定めておりません。ただし、当社といたしましては、上記のような措置を講じていることから、本取引は少数株主様にとって不利益なものではないと考えております。

以 上